

浴槽水の換水頻度等の変更にあたり実施する水質検査

施設の区分		検査対象	検査時期・期間	検査回数・頻度	検査条件	検査項目及び基準
既存施設	過去3年間の行政検査において、施設内の全ての配管系統で不適事項がない	浴槽水の換水頻度等の変更を予定している配管系統	申し出の直近	1回	入浴者が多く、ろ過器の負荷が高い営業日の営業終了後に実施すること	<ul style="list-style-type: none"> ・濁度 5度以下 ・過マンガン酸カリウム消費量 1リットルにつき25ミクログラム以下 ・大腸菌 1ミリリットル中に1個以下 ・レジオネラ属菌 検出されないこと
	過去3年間の行政検査において、施設内のいずれかの配管系統で不適事項がある		申し出の日を基準日として1年間(※) ただし、直近のレジオネラ属菌検出時の改善措置等の終了後であること	3月以内に 1回程度		
	新規施設 (許可を受けてから3年未満の施設を含む。)		申し出の日を基準日として1年間(※)	3月以内に 1回程度		

※ 水質検査を実施している期間中に、施設内のいずれかの配管系統で水質基準を超過した場合は、改善措置後から再度1年間水質検査を行う。